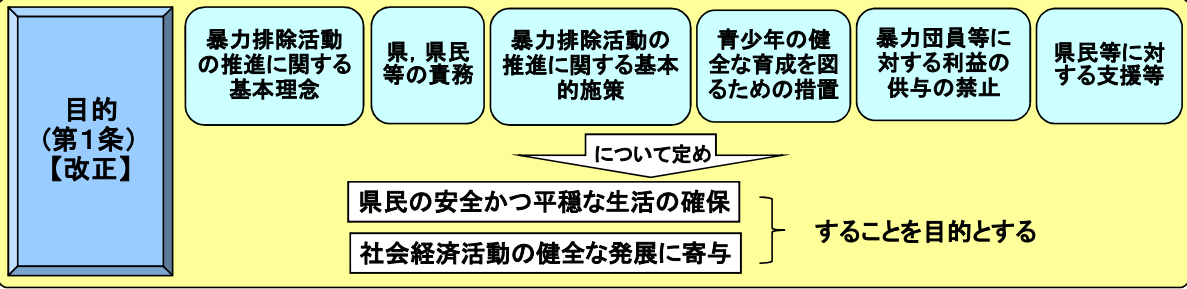


# 県暴力団排除条例の体系

## 1 名称【改正】 鹿児島県暴力団排除条例

### 2 総則



**定義(第2条)【改正】**  
 ○暴力団 ○暴力団員 ○暴力団員等 ○暴力団関係者 ○暴力排除活動  
 ○県民等 ○関係機関等 ○事業者 ○青少年 ○暴力団事務所

**基本理念(第3条)【改正】**  
 ○暴力団を恐れないこと ○暴力団に対して資金を提供しないこと  
 ○暴力団を利用しないこと ○暴力団と交際しないこと  
 ○県、市町村、県民等及び関係機関等の相互の連携及び協力の下に推進

**責務(第4, 5条)【改正】**

県	○ 県は、暴力排除活動に関する総合的な施策を策定し、実施する ○ 実施に当たっては、市町村・関係機関等と緊密に連携し、協力する
県民等	○ 県民は、暴力排除活動に自主的に、かつ、相互の連携協力の下に取組み、県が実施する施策に協力 ○ 事業者は、暴力団を利することとならないようし、県が実施する施策に協力 ○ 県民等は、県に対し暴力排除活動に資する情報を提供

### 3 暴力排除活動の推進に関する基本的施策

県の事務及び事業における措置(第6条)【改正】	公共工事等県の事務・事業等における暴力排除措置
警察による保護措置(第7条)【改正】	暴力排除活動に取り組んだ者等に対する警察官による警戒その他の必要な措置
県民等に対する支援(第8条)【改正】	県民等に対する情報提供その他の必要な支援
啓発活動(第9条)【改正】	暴力排除活動の気運が醸成されるよう広報その他の啓発活動を行う
市町村への要請及び支援(第10条)【改正】	市町村に対し、地域の実情に応じた施策の策定及び実施を要請情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行う

### 4 青少年の健全な育成を図るための措置

青少年に対する教育等のための措置(第11条)【新設】	暴力団に加入せず、暴力団員等による犯罪被害を受けないための教育
	青少年の育成に携わる者による指導、助言
	青少年の育成に携わる者に対する必要な支援
暴力団事務所の開設及び運営の禁止(第12条)【新設】	学校等の周囲200メートルの区域内の暴力団事務所の開設又は運営の禁止

**5 罰則(第24, 25条)【新設】**  
 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
 両罰規定



## 6 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

利益の供与等の禁止 (第13条) 【新設】	事業者	威力利用目的等での利益供与禁止 活動助長型利益供与禁止 優先的取扱いの禁止	違反
暴力団の威力を利用することの禁止(第14条) 【新設】	事業者による、暴力団の威力の利用を禁止		
契約時における措置等 (第15条)【新設】	事業者	契約の相手方等の確認 暴力団排除条項の導入 判明時の契約解除	

## 7 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

利益の供与を受けること等の禁止(第16条)【新設】	暴力団員等は	知情利益供与等受領の禁止 優先的取扱いをさせることを禁止	違反
---------------------------	--------	---------------------------------	----

## 8 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

不動産の譲渡等をしようとする者等の責務 (第17条)【改正】	不動産取引時の相手確認 知情不動産譲渡等契約の禁止 不動産譲渡等契約書への契約解除又は買戻し条項の導入 判明時の契約解除, 買戻し	違反
不動産の譲渡等の代理等をとする者の責務(第18条)【改正】	不動産譲渡等の代理人等による助言等の措置 知情不動産譲渡等の代理又は媒介の禁止	違反

## 9 特定事業者の責務

特定事業者の責務 (第19条)【新設】	特定事業者(旅館, ホテル, ゴルフ場等)の知情契約の禁止 約款等への暴力団排除条項の導入 暴力団排除条項違反判明時の契約解除 暴力団の活動に利用させない旨の看板等の掲示	違反
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	----

## 10 義務違反者に対する措置等

説明又は資料の提出の要求(第20条)【改正】	規定違反の疑いがある場合は文書若しくは口頭説明又は資料提出を求める
勧告(第21条)【改正】	違反行為がある場合は必要な措置を講ずべきことを勧告
公表(第22条)【改正】	説明又は資料提出を拒否, 虚偽説明, 勧告に従わない等の場合は公表 公表の際は意見を述べる機会を付与

## 11 雑則

(第23条)【改正】

条例の施行に関し必要な事項は, 公安委員会規則で定める。

※ 【改正】とは, 現行条例を改正する規定で, 【新設】とは, 新規に導入する規定